

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋)

平成27年1月30日(閣議決定)

1 基本的考え方

地方分権改革については、4次にわたる地方分権一括法等により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行い、地方公共団体への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進めてきた。新たな局面を迎える地方分権改革においては、このような成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した(「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定))。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、農地・農村部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(7) 水道法(昭32 法177)

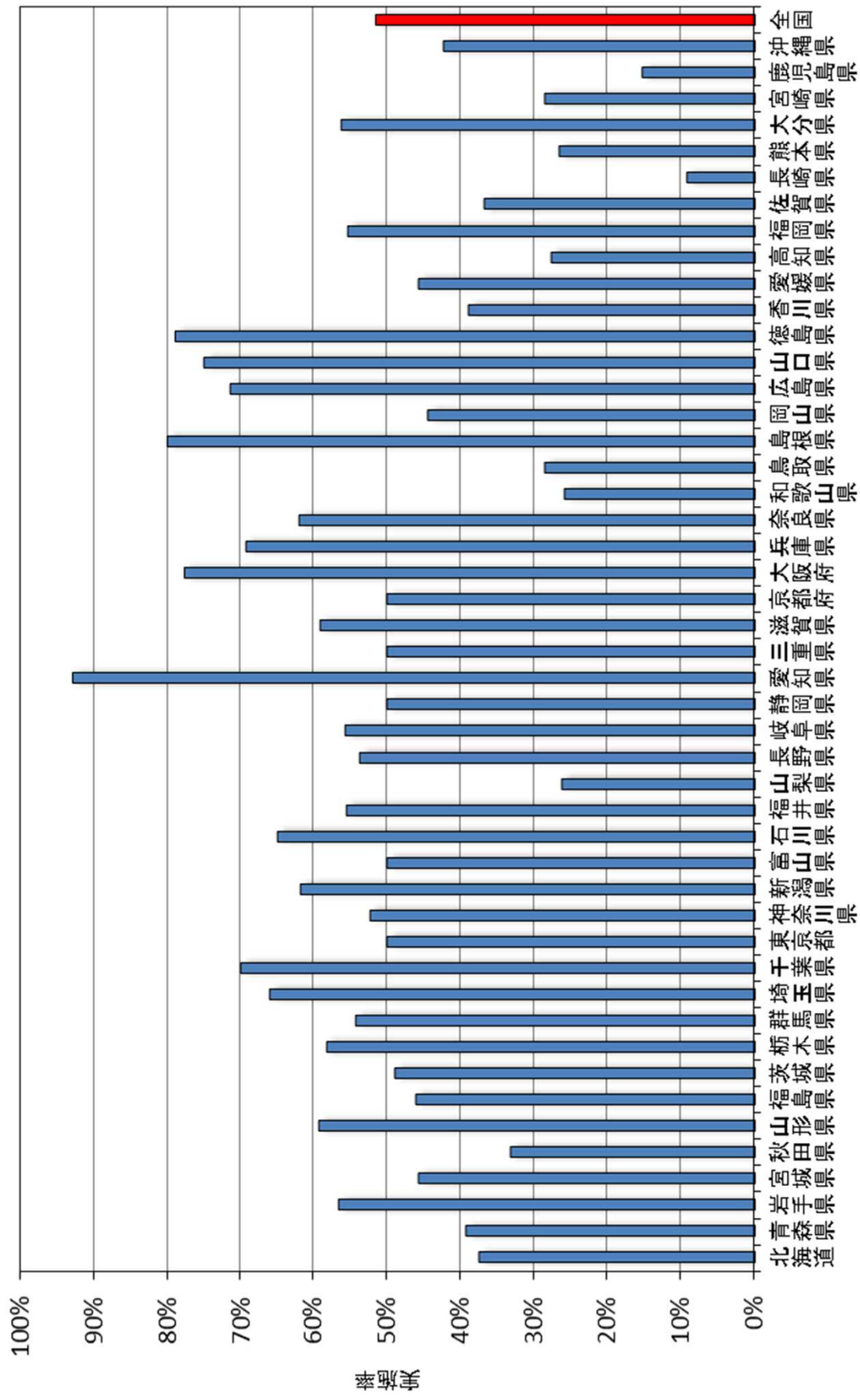
以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。

なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。

- ・水道事業の認可(6条1項)
- ・水道事業の認可に係る附款(9条1項)
- ・水道事業の変更に係る認可、附款及び届出(10条1項から3項(2項において準用する9条1項を含む。))
- ・水道事業の休止又は廃止に係る許可及び届出(11条)
- ・水道用水供給事業の休止又は廃止に係る許可及び届出(31条において準用する11条)
- ・水道事業に係る給水開始前の届出(13条1項)
- ・水道用水供給事業に係る給水開始前の届出(31条において準用する13条1項)
- ・水道事業に係る料金変更の届出及び供給条件の変更の認可(14条5項及び6項)
- ・水道事業に係る業務委託の届出(24条の3第2項)
- ・水道用水供給事業に係る業務委託の届出(31条において準用する24条の3第2項)

- ・水道用水供給事業の認可(26条)
- ・水道用水供給事業の認可に係る附款(29条1項)
- ・水道用水供給事業の変更に係る認可、附款及び届出(30条1項から3項(2項において準用する29条1項を含む。))
- ・水道事業及び水道用水供給事業に係る認可の取消し(35条)
- ・水道事業及び水道用水供給事業に係る改善の指示等(36条1項及び2項)
- ・水道事業及び水道用水供給事業に係る給水停止命令(37条)
- ・水道事業に係る供給条件の変更の認可の申請命令(38条)
- ・水道事業及び水道用水供給事業に係る報告徴収及び立入検査(39条1項)
- ・二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化の勧告(当該水道事業者又は水道用水供給事業者に係る管轄都道府県知事が二以上である場合を除く。)(41条)
- ・水道事業に係る地方公共団体(都道府県が当事者である場合を除く。)による買収の認可及び裁定(42条1項及び3項)

都道府県別アセットマネジメントの実施状況(H25)

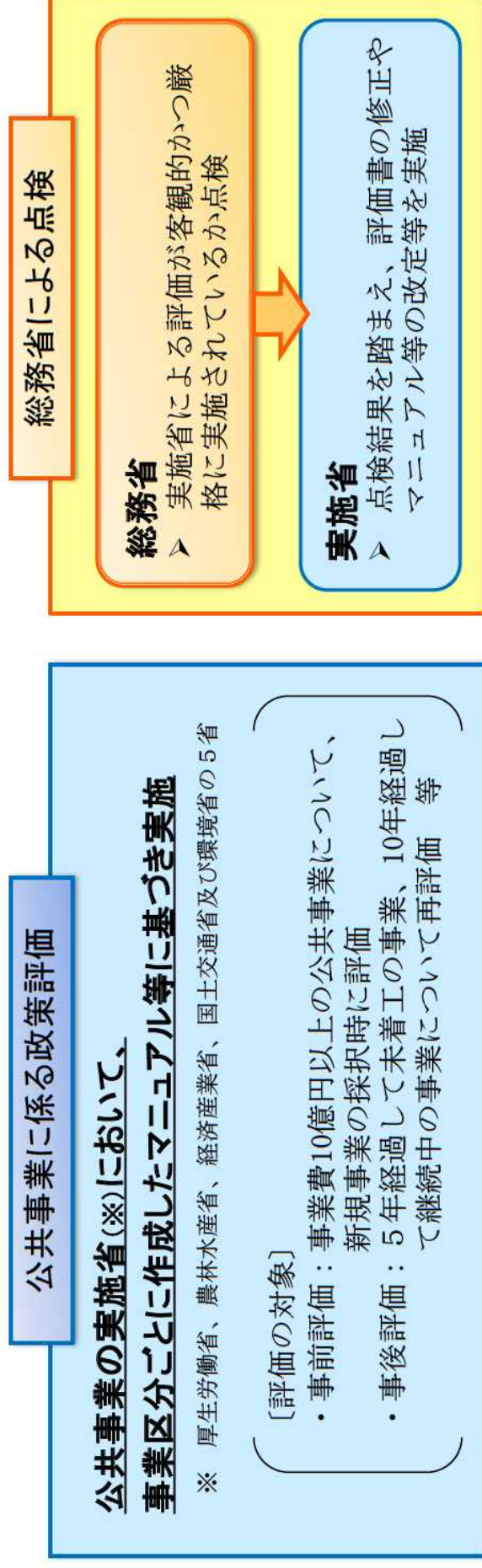


注) 実施率には実施中も含まれる

(平成26年1月末時点)

総務省による政策評価の点検について(1/2)

□ 点検の仕組み



□ 点検対象の事業区分・評価書

平成25年度は13事業区分133件を点検（事業区分・評価書件数は3ページ参照）

⇐ 1,056件（※1）の評価書のうち、13事業区分（※2）の評価書270件から133件を抽出（※3）

- ※1 平成24年6月から25年5月末までの1年間に総務大臣に送付された評価書の総件数
- ※2 平成22年度から25年度までの4年間で全事業区分の点検を行うことを原則として、毎年度、点検対象とする事業区分を選定
- ※3 事業区分ごとに、特定の地域に偏らないこと等を考慮して点検対象とする評価書を抽出

総務省による政策評価の点検について(2/2)

(別表)

平成25年度の点検結果(一覧)

(単位:件)

府省名	事業区分名	点検対象 とした 評価書の 件数	個別の評価に係る指摘		事業区分ごとに共通する指摘			
			指摘した 評価書の 件数	類型別件数(延べ数)	①便益に 関するもの	②費用に 関するもの	③マニュアル 等の内容	④マニュアル 等の運用
今回公表(第二次)	農林水産省	3	1	1	—	—	1	2
	民有林直轄治山事業	3	2	2	—	—	1	1
	直轄地すべり防止事業	2	—	—	—	—	1	1
	国土交通省	11	—	—	—	—	—	1
公表済み(第一次)	小計	19	3	3	—	—	3	5
	厚労労働省	33	5	6	2	—	—	—
	国営かんがい排水事業	14	—	—	—	—	—	—
	国営総合農地防災事業	1	—	—	—	—	—	—
農林水産省	農業水利施設保全合理化事業(※)	9	2	2	—	—	—	—
	地すべり対策事業(※)	3	3	3	3	—	—	—
	水源林造成事業	30	—	—	—	—	1	4
	ダム事業	19	—	—	—	—	1	—
国土交通省	砂防事業等	4	—	—	—	—	—	—
環境省	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業(※)	1	1	2	2	—	—	—
小計	9事業区分	114	11	13	7	2	4	6
合計	13事業区分	133	14	16	7	5	9	14

(注)1 個別の評価書に係る類型別の指摘件数は、複数の指摘を行っている評価書があることから、評価書14件に対して延べ23件となっている。

2 点検した結果、指摘がなかった欄は「—」としている。

3 「※」を付した事業区分については、既に全ての評価書が修正済みとなっている。

出典:平成25年度 公共事業に係る政策評価の点検結果(総務省)

事業評価の適正な水需要予測の実施

事業評価において、便益算定にあたっての将来の水需要予測が事業実施又は継続の判断の可否に影響するような場合は、その予測が適切に実施されなければならない。

■マニュアル^(※)では、便益算定の基礎となる人口、需要水量等の将来値は、原則として直近の実績値や水使用実態を勘案した合理的な予測を行うものとしている。

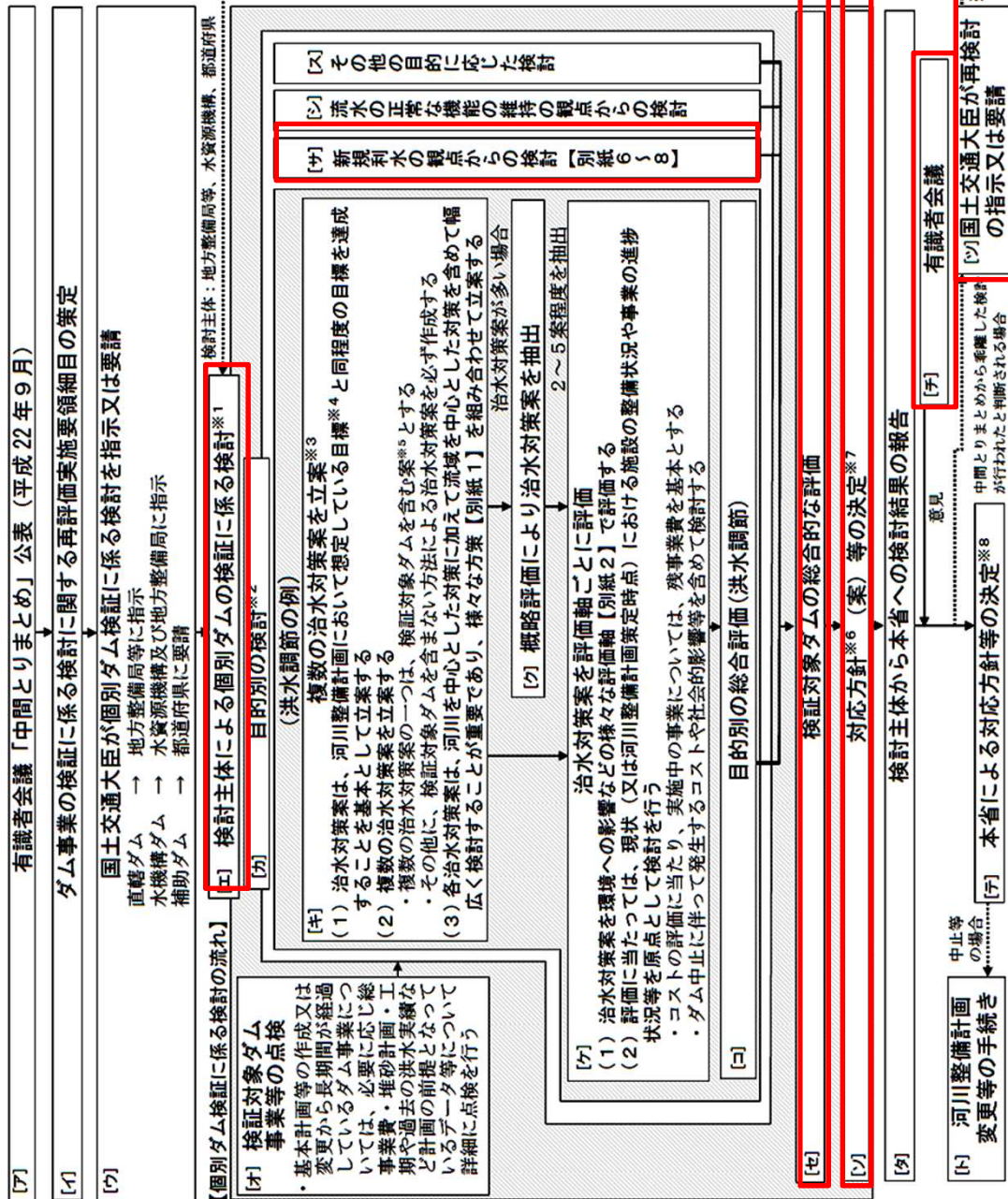
■また、客観的に見て妥当なものとなるよう以下の事項に留意することとしている。

- ・人口推計は、コーホート要因法など人口動態の実績に基づいて推計
- ・需要予測は、重回帰など、できるかぎり要因分析的な手法により推計

■事業評価により算出された水需要予測は、次回の事業認可又は届出における水需要予測の簡素化が可能となることに留意し、適正に算出すること。

※「水道事業の費用対効果分析マニュアル（平成23年7月改訂）」

個別ダム検証の進め方等(1/3)



【ナ】

【検証の進め方のポイント】

検証に係る検証に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の公平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検証主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2（河川整備計画）等に準じて③を行う進め方で検討を行う。

① 「関係地方公共団体からなる検証の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検証内容の認識を深め検討を進める※9

② 検証過程においては、「関係地方公共団体からなる検証の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う

③ 学識経験者有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係水利者の意見を聴く

検証主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定する。

事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び対応すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）をいう。

※7 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針（案）の決定」、補助ダムの場合は「対応方針の決定」。

※8 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針の決定」、補助ダムの場合は「補助金交付等に係る対応方針の決定」。

※9 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。

個別ダム検証の進め方等(2/3)

1月末現在、83事業のうち、67事業で検証が済み(46事業が継続、21事業が中止)、16事業が検証中

検証対象	直轄	機構	補助	合計
継続	25 16 新桂沢ダム(北海道開発局)、三笠ぽんべつダム(北海道開発局)、平取ダム(北海道開発局)、サンルダム(北海道開発局)、成瀬ダム(東北地方整備局)、八ツ場ダム(関東地方整備局)、新丸山ダム(中部地方整備局)、足羽川ダム(近畿地方整備局)、横瀬川ダム(四国地方整備局)、大分川ダム(九州地方整備局)、立野ダム(九州地方整備局)、本明川ダム(九州地方整備局)、鳴瀬川総合開発(東北地方整備局)、鳥海ダム(東北地方整備局)、霞ヶ浦導水(関東地方整備局)	5 2 小石原川ダム、川上ダム	53 28 厚幌ダム(北海道)、駒込ダム(青森県)、築川ダム(岩手県)、最上小国川ダム(山形県)、儀明川ダム(新潟県)、新保川ダム再開発(新潟県)、内ヶ谷ダム(岐阜県)、鳥羽河内ダム(三重県)、河内川ダム(福井県)、吉野瀬川ダム(福井県)、安威川ダム(大阪府)、金出地ダム(兵庫県)、西紀生活貯水池(兵庫県)、切目川ダム(和歌山県)、波積ダム(島根県)、庄原生活貯水池(広島県)、平瀬ダム(山口県)、花川ダム(香川県)、和食ダム(高知県)、春遠生活貯水池(高知県)、五ヶ山ダム(福岡県)、伊良原ダム(福岡県)、石木ダム(長崎県)、浦上ダム(長崎県)、玉来ダム(大分県)、川内沢ダム(宮城県)、矢原川ダム(島根県)、木屋川ダム再開発(山口県)	83 46
中止	5 戸草ダム(中部地方整備局)、荒川上流ダム再開発(関東地方整備局)、吾妻川上流総合開発(関東地方整備局)、七滝ダム(九州地方整備局)、利根川上流ダム群再編(関東地方整備局)	0	16 奥戸生活貯水池(青森県)、筒砂子ダム(宮城県)、大多喜ダム(千葉県)、常浪川ダム(新潟県)、晒川生活貯水池(新潟県)、黒沢生活貯水池(長野県)、駒沢生活貯水池(長野県)、布沢川生活貯水池(静岡県)、北川ダム(滋賀県)、武庫川ダム(兵庫県)、大谷川生活貯水池(岡山県)、柴川生活貯水池(徳島県)、五木ダム(熊本県)、タイ原ダム(沖縄県)、大和沢ダム(青森県)、有田川総合(佐賀県)	21

※国土交通省HP資料より厚生労働省水道課で作成(1月末時点)

個別ダム検証の進め方等(3/3)

ダム検証に関係する水道事業者におかれては、事務連絡(平成22年9月30日)を踏まえ、検討主体に対して必要な協力を引き続き実施するようお願い申し上げます。

事務連絡
平成22年9月30日

各都道府県水道行政担当部(局)
各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者
御中

厚生労働省健康局水道課

今後の治水対策のあり方について中間とりまとめの公表について

日頃から水道行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。
国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成21年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(以下、中間とりまとめ)が策定されました。
http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinorikata/220927arikata.pdf

中間とりまとめには、今後の治水対策の方向性や、個別ダムの検証にあたっての手順、評価軸などが示されています。また、検証は治水だけでなく、新規利水の観点からの検討も行うことになっており、利水代替案や評価軸などが示されています。

今後の水道行政の推進や水道に関する計画の検討、策定等にあたって参考となると考えますので、お知らせいたします。

各都道府県水道行政担当部(局)におかれましては、貴管下の水道事業者等に対して周知をお願いします。また、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業に参画する水道事業者に対しては別添についてもあわせて周知をお願いします。

本件問い合わせ先
厚生労働省健康局水道課
中須賀、山田

電話03(5253)1111 内線4010、4014

別添

個別ダムの検証にあたってのお願い

中間とりまとめが策定されたことを踏まえ、国土交通大臣から、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業(以下、検証ダム)について、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討の指示、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討の要請が平成22年9月28日になされました。

中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となっており、検証に係る検討が行われます。利水に関しては、検討主体から利水参画者に対して、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされます。利水参画者において代替案を検討した場合は、検討主体において、利水参画者の代替案の妥当性を可能な範囲で確認がなされます。これらの内容を踏まえ、検討主体においては、ダム事業者や水利権許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案の検討がなされます。その後、検討主体においては、治水等もあわせた総合的な評価を行い、対応方針(案)等を決定し、国土交通大臣に報告がなされます。検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣においては、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の意見を聴き、対応方針の決定がなされますが、中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合、再検討の指示又は要請がなされます。

つきましては、検証ダムに参画している水道事業者におかれましては、検討主体から各種の要請がなされた場合においては予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願い申し上げます。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業(中止や撤退の場合も含む)や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、検討主体などと積極的に連携・調整するようお願い申し上げます。

水循環基本計画原案(たたき台)

総論

- 1 水循環と我々の関わり
- 2 水循環基本計画の位置づけ、対象期間と構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
(貯留・涵養機能の維持向上)
(健全な水循環に関する教育の推進等)
(水循環政策の推進に必要な調査の実施と科学技術の振興)
(水循環に関わる人材の育成)
(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)
- 2 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
(安全で良質な水の確保)
(水インフラの戦略的な維持管理・更新)
(水の効率的な利用と有効利用)
(持続可能な地下水の保全と利用の推進)
(災害への対応)(危機的な渇水への対応)(地球温暖化への対応)
- 3 水の利用における健全な水循環の維持
(水環境)(水循環と生態系)(水辺空間の保全・回復・創出)
(水文化の継承・再生・創出)
- 4 流域における総合的かつ一体的な管理
(流域連携の推進)
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進
(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ一体的に講ずべき施策

- 1 流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み
(流域の範囲)(流域の総合的かつ一体的な管理の考え方)
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
(森林)(河川)(農地)(都市)

3 水の適正かつ有効な利用の促進等

- (1) 安定した水供給・排水の確保等
ア 安全で良質な水の確保 イ 災害への対応 ウ 危機的な渇水への対応
- (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
ア 地下水マネジメント イ 体制の整備
ウ 施策推進の実効性を確保するための方策
- (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等
- (4) 水の効率的な利用と有効利用
ア 水利用の合理化 イ 雨水・再生水の利用促進 ウ 節水
- (5) 水環境 (6) 水循環と生態系 (7) 水辺空間 (8) 水文化
- (9) 水循環と地球温暖化
ア 適応策 イ 緩和策

4 流域連携の推進等

- (1) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
- (2) 流域水循環計画 (3) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
- (4) 流域水循環計画策定推進のための措置

5 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

6 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

7 水循環政策の推進に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査

8 科学技術の振興

9 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 国際連携 (2) 国際協力 (3) 水ビジネスの海外展開

10 水循環に関わる人材の育成

- (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するために必要なその他の事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表
※H27.2.5 水循環政策本部
事務局公表資料をもとに作成
- 4 事務局機能の充実

広域的水道整備計画の策定及び改定状況について

平成 2 7 年 2 月 1 日現在

都道府 県名	計画名称	策定 年度	目標 年度	改定履歴
北海道	石狩東部地域広域的水道整備計画	H 16	H 42	H6→H16
	石狩西部地域 〃	H 13	H 47	H3→H13
	空知北部地域 〃	H 17	H 42	S53→S58→H7→H17
	十 勝 地 域 〃	S 56	H 12	
青 森	津軽圏域中央部広域的水道整備計画	H 20	H 35	S54→H5→H20
	八 戸 圏 域 〃	S 60	H 17	
岩 手	中部圏域広域的水道整備計画	H 24	H 40	S58→H24
	胆江圏域 〃	H 22	H 40	H1→H22
宮 城	南部水道広域圏広域的水道整備計画	S 51	H 7	
	石 巻 地 方 〃	S 54	H 12	
山 形	置賜地域広域的水道整備計画	S 62	H 17	S53→S62
	村 山 〃	S 51	H 7	
	最上地域 〃	S 55	H 17	
	庄内地域 〃	S 60	H 17	S55→S60
福 島	会 津 地 域 広域的水道整備計画	S 56	H 12	
	県北ブロック 〃	S 60	H 12	
	県南ブロック 〃	H 8	H 33	S62→H8
	浜通り地域 〃	H 4	H 17	
茨 城	県中央地域広域的水道整備計画	S 59	H 12	
	鹿 行 地 域 〃	H 3	H 22	
	県 南 地 域 〃	S 53	H 12	
	県 西 地 域 〃	S 54	H 12	
栃 木	県央地域広域的水道整備計画	S 58	H 12	
群 馬	県央地域広域的水道整備計画	S 52	H 7	
	東部地域 〃	S 60	H 12	
埼 玉	埼玉広域水道圏広域的水道整備計画	H 15	H 27	H2→H15
	秩父広域水道圏 〃	H 22	H 42	
千 葉	西部圏域広域的水道整備計画	S 55	H 7	
	東部圏域 〃	S 58	H 12	
	南部圏域 〃	H 2	H 22	
神奈川	東部地域広域的水道整備計画	H 12	H 27	S55→H12
新 潟	新潟地域広域的水道整備計画	S 53	H 17	
	魚沼地域 〃	S 54	H 17	
	上越地域 〃	S 53	H 17	
石 川	加賀能登南部地域広域的水道整備計画	H 12	H 27	S55→S62→H12
福 井	南越地域広域的水道整備計画	S 57	H 17	

平成27年2月1日現在

都道府 県名	計画名称	策定 年度	目標 年度	改定履歴
山 梨	中央地域広域の水道整備計画	H 4	H 17	H5→H6
	峡北地域 〃	S 55	H 12	
	東部地域 〃	H 6	H 18	
長 野	上伊那圏域広域の水道整備計画	S 55	H 12	
岐 阜	岐阜東部広域の水道整備計画	H 17	H 39	S62→H6→H17
静 岡	大井川地域広域の水道整備計画	H 6	H 25	S53→H6
	遠 州 地 域 〃	H 5	H 20	S54→H5
愛 知	愛知地域広域の水道整備計画	H 18	H 27	S55→H1→H11→H17→ H18
三 重	北部広域圏広域の水道整備計画	H 19	H 30	S62→H4→H9→H19
	西部広域圏 〃	H 9	H 30	S52→S58→S63→H22
	南部広域圏 〃	H 22	H 32	
滋 賀	湖南水道広域圏に係る広域の水道整備計画	H 22	H 27	S52→H7→H22
京 都	京都南部地域広域の水道整備計画	S 60	H 12	
大 阪	大阪府広域の水道整備計画	H 22	H 27	S55→H2→H12→H18 →H22
兵 庫	南部地域広域の水道整備計画 (瀬戸内東南部地域と淡路地域を統合)	H 11	H 27	S54 } →H11 H1 }
奈 良	奈良県北部地域広域の水道整備計画	H 12	H 41	S58→H12
島 根	東部地域広域の水道整備計画	H 4	H 25	
	中部地域 〃	S 54	H 12	
岡 山	岡山県広域の水道整備計画	H 17	H 27	S60→H3→H14→H16 →H17
広 島	広島圏域広域の水道整備計画	S 56	H 7	S52→S56
	備後圏域 〃	H 3	H 22	S57→H3
山 口	東部圏域広域の水道整備計画(柳井・大島ブロック)	S 60	H 22	
香 川	香川県広域の水道整備計画	H 10	H 22	S55→H10
愛 媛	宇和島市外1市8町広域の水道整備計画	S 54	H 12	S53→S54
福 岡	福岡地域広域の水道整備計画	H 18	H 32	S55→H9→H18
	筑後地域 〃	H 14	H 32	S57→H14
	田川地域 〃	H 2	H 17	
	京築地域 〃	H 2	H 17	
佐 賀	広域の水道整備計画(佐賀東部水道広域圏)	S 51	H 7	S60→H14
	佐賀西部地域広域の水道整備計画	H 14	H 28	
長 崎	長崎県南部広域の水道整備計画	H 11	H 27	
熊 本	環不知火海圏域広域の水道整備計画	H 9	H 25	

(36道府県、68地域で策定)

：目標年度に到達又は超過した計画 (23道府県、43地域)

水道事業におけるPFIの現在までの導入状況（12件）

事業名	金町浄水場常用発電 PFIモデル事業	朝霞浄水場・三園浄水場 常用発電設備等整備事業	寒川浄水場排水処理施設特定事業
事業概要	電力及び蒸気供給等	電力及び蒸気供給等	脱水ケークの再生利用等
事業主体	東京都水道局	東京都水道局	神奈川県企業庁
事業規模	約253億円	約540億円	約150億円
開始時期	H12～（20年間）	H16～（20年間）	H18～（20年間）
事業方式	BOO	BOO	BTO
事業名	大久保浄水場排水処理施設等 整備・運営事業	ちば野菊の里浄水場 排水処理施設（PFI事業）	知多浄水場始め4浄水場 排水処理施設整備・運営事業
事業概要	発生土の有効利用等	発生土の有効利用等	浄水場施設の設計・建設及び運営・維持管理
事業主体	埼玉県企業局	千葉県水道局	愛知県企業庁
事業規模	約242億円	約90億円	約95億円
開始時期	H20～（20年間）	H19～（20年間）	H18～（20年間）
事業方式	BTO	BTO	BTO
事業名	川井浄水場再整備事業	北総浄水場排水処理施設設備 更新等事業	豊田浄水場始め6浄水場 排水処理施設整備・運営事業
事業概要	膜ろ過施設の設計・施工・運転等	排水処理施設の更新・維持・運転等	浄水場施設の設計・建設及び運営・維持管理
事業主体	横浜水道局	千葉県水道局	愛知県企業庁
事業規模	約265億円	約76億円	約138億円
開始時期	H26～（20年間）	H23～（20年間）	H23～（20年間）
事業方式	BTO	BTO	BTO
事業名	夕張市上水道第8期拡張計画 に係るPFI事業	男川浄水場更新事業	犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び 常用発電等施設整備・運営事業
事業概要	新浄水場の設計・施工・運転等	新浄水場の建設・保守点検等	浄水場施設の設計・建設及び運営・維持管理
事業主体	夕張市	岡崎市水道局	愛知県企業庁
事業規模	約48億円	約110億円	約89億円
開始時期	H24～（20年間）	H30～（20年間）※25契約締結	H27～（20年間）
事業方式	BTO	BTO	BTO
（各水道事業者のホームページ、実施方針、特定事業の選定、事業者選定結果等より抜粋）			

政府によるコンセッション方式導入に向けた動き

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について(H26.6.16 民間資金等活用事業推進会議決定)

- 向こう3年間(平成26～平成28年度末)を集中強化期間として、空港、水道、下水道、道路を重点分野とし、公共施設等運営権方式(コンセッション方式)の事業の数値目標を設定。

経済財政運営と改革の基本方針2014(H26.6.24 閣議決定)

社会資本整備について、民間の資金・ノウハウを活用し、国・地方が連携して取り組むことでアクションプランの実行を加速。

「日本再興戦略」改訂2014～未来への挑戦～(H26.6.24 閣議決定)

集中強化期間における公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数について、重点分野毎の数値目標(空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件)を明記。